

第 9 回

(令和 8 年 9 月 1 0 日)

議 事 録

錦 町 農 業 委 員 会

錦 町 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

- 1 開催日時 令和8年9月10日（木）午前9時30分から午前10時40分
5条申請箇所現地確認後総会開始
 - 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
 - 3 出席委員 10名
1番委員 柳瀬 真也・2番委員 古里 直樹・3番委員 水本 重利・4番委員 田浦 孝利・5番委員 立尾富美香・6番委員 坂口 雅子・7番委員 山崎 真一・8番委員 尾方 栄氏・9番委員 中村 竜郎・10番委員 尾方 安枝子
 - 4 欠席委員
 - 5 議事日程
 - 1) 会期の決定
 - 2) 議事録署名委員の指名
 - 3) 議第31号案 農地法第3条の規定による許可申請について
議第32号案 農地法第5条の規定による許可申請について
議第33号案 農用地利用集積等促進計画について
報告第11号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について
報告第12号 許可不要転用届について
 - 6 事務局職員
事務局長 山本直樹、農地係 津山拓郎
 - 7 会議の概要
- 議 長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、5番・6番委員にお願いします。
- 議 長 諸事報告がありましたらお願いします。
他にはございませんか。無いようですので、議第31号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議第31号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）
- 議 長 調査番号1番と2番について8番委員から調査報告をお願いします。
- 8 番 （調査番号1）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、贈与です。経営内容について報告します。家族5人、稼働力4人、従業員2人です。経営面積823a、水田が93a、畑730aで、全て植木関係です。
3条調査項目により報告します。1番2番（通作距離）：300mです。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（価格）：贈与なので0円です。

6 番（耕作放棄地）：問題なし。7 番（農機具の利用計画）：トラクター他。8 番（借地農地の利用計画）：現在、栗を植えられていますので、そのまま栗です。9 番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

（調査番号 2）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望ですが、個人が会社は無償貸付するものです。経営内容について報告します。家族 3 人、稼働力 3 人、従業員 6 人。経営面積 1134 a、田が 249a、畑が 885 a、全てお茶です。

3 条調査項目により報告します。1 番 2 番（通作距離）：1 m です。3 番（小作地）：問題なし。4 番（貸付地）：問題なし。5 番（価格）：使用貸借であり 0 円です。（耕作放棄地）：問題なし。7 番（農機具の利用計画）：乗用摘採機他。8 番（借地農地の利用計画）：お茶を作付けされます。

9 番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 次に調査番号 3 番について、私から調査報告をします。

（調査番号 3）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族 2 人（稼働力 2 人）です。経営面積は 2a で、菜園をされています。3 条調査項目により報告します。1 番 2 番（通作距離）：1 k m、5 分です。3 番（小作地）：問題なし。4 番（貸付地）：問題なし。5 番（売買価格）：1 0 a 当り 80 万円、157,600 円です。6 番（耕作放棄地）：問題なし。7 番（農機具の利用計画）：管理機他。8 番（取得農地の利用計画）：季節の野菜を作付けされます。9 番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査報告が終わりましたので、質問のある方は挙手の上お願いします。無いようですので、採決に移ります。調査番号 1 番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号 2 番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号 3 番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

議第 31 号案農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第 31 号案農地法第 5 条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号 1 番について 4 番委員から調査報告をお願いします。

4 番 （調査番号 1）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。建設業をされており砂利置き場が無いということで今回の申請です。申請理由は資材置き場です。5 条調査項目により報告します。1 番（農地区分）：1 種農地です。2 番（着工時期）：許可後から着工されます。3 番（資金調達）：自己資金です。4 番（転用面積）：問題なし。5 番（周囲の承諾）：問題なし。6 番（公衆衛生）雨水は自然地下浸透です。7 番（防除措置）隣接地には L 型ブロックで土留を施行します。造成に係る土砂の流失、たい積、粉塵の被害が出ないよう十分注意します。問題が発生した場合には責任も持って対応しますということです。8 番（日照通風）問題なし。9 番（小作地か）問題なし。10 番（農振法）：農用地区域外です。価格については、全部で 2 万円です。以上で調査報告を終わります。

議 長 次に調査番号 2 番について、事務局から調査報告をお願いします。

事務局 （調査番号 2）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。8 月の許可不要転用届で報告があった N T T ドコモ無線基地局建設に伴う一時転用になります。施設の概要についても記載のとおりです。工事期間は 10/1～R9.3.31 までの予定です。5 条調査項目により報告します。1 番（農地区分）：1 種農地です。2 番（着工時期）：許可後から着工されます。3 番（資金調達）：自己資金です。4 番（転用面積）：1,164 m²のうち 721.74 m²で問題なし。5 番（周囲の承諾）：問題なし。6 番（公衆衛生）雨水は自然地下浸透です。仮設便所については定期的に汲み取りされます。7 番（防除措置）全面的に仮囲いをされます。工事に係る土砂の流失、たい積、粉塵の被害が出ないよう十分注意します。問題が発生した場合には責任も持って対応しますということです。8 番（日照通風）問題なし。9 番（小作地か）問題なし。10 番（農振法）：農用地区域内です。価格については、借地になりますが、工事期間中で 20 万円です。以上で調査報告を終わります。

議 長 次に調査番号 3 番について私から調査報告します。

（調査番号 3）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。令和 2 年 7 月豪雨災害により被災した球磨村渡地区の事業所について、なりわい再建事業を活用した事業再構築を進められていますが、主力事業である球磨川ラフティング事業は人吉球磨地域で継続していく計画です。本申請地はラフティング事業との連携に加え、観光拠点として計画しているブーゲンビリア温室施設の建設に適していると考え選定されたそうです。施設の概要についても記載のとおりです。5 条調査項目により報告します。1 番（農地区分）：2 種農地です。2 番（着工時期）：許可後から着工されます。3 番（資金調達）：自己資金です。4 番（転用面積）：2,746 m²で問題なし。5 番（周囲の承諾）：問題なし。6 番（公衆衛生）雨水は自然地下浸透に加え、側溝に適切に排水する計画です。7 番（防除措置）工事に係る土砂の流失、たい積、

粉塵の被害が出ないよう十分注意します。問題が発生した場合には責任も持って対応しますということです。8番（日照通風）問題なし。9番（小作地か）問題なし。10番（農振法）：農用地区域外です。価格については、全部で280万円です。以上で調査報告を終わります。

議長 調査報告が終わりましたので質問のある方は挙手の上お願いします。
無いようですので、採決にうつります。調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号3番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

次に議第33号案 農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第33号案農用地利用集積等促進計画について（朗読）
今回、所有権移転が5件、利用権設定が2件となっております。
利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。
（1番～2番適格の報告あり。）

議長 質問のある方はいらっしゃいませんか。それでは、農用地利用集積等促進計画について異議のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）それでは、適格といたします。
次に）

報告第11号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約についてを議題とします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 報告第11号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について（朗読）
資料のとおり適切に合意解約されていることを報告いたします。

議長 ご質問等はございませんか。次に報告第12号許可不要転用届についてを議題とします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 報告第12号許可不要転用届について（朗読） 今回の報告ですが、2a未満の農業用施設は許可不要となっております。今回、西嶋さんが自宅横の畑にたばこ乾燥施設を設置される届け出になります。場所は、昔の中央保育所の北側にニチイケアセンターがあり、その隣に西嶋さんの新しく自宅を作られていまして、その隣になります。面積1664㎡のうち130.1㎡を転用されます。

議長 質問のある方はいらっしゃいませんか。それでは、これをもちまして9月総会を閉会いたします。

終了後、貸借相談・売買案件担当決め、最適化交付金について、職場体験について、令和8年熊本地震義援金について、報酬支払について

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年9月10日

農業委員会会長

5 番 農 業 委 員

6 番 農 業 委 員
